

返戻金制度について

◇返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%を返還するものとする
- (2) 入社後 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%を返還するものとする
- (3) 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 25%を返還するものとする

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めに変更する場合があります。

許可 番号 13-ユ-310523

会 社 名 株式会社 LVS Corporation

事業所の名称及び所在地 東京都千代田区永田町二丁目 17 番 10 号 2F